

## 平川市軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが軽度・中等度難聴者（成人）に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、コミュニケーション能力の維持・向上と、将来予想される認知症及びうつ病等の発症リスクを軽減させ、福祉の増進を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 この事業の対象者は、次の各号の全てを満たす18歳以上の者とする。ただし、「平川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」の対象となる者は除く。

- （1） 市内に住所を有していること。
- （2） 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、医師が必要と認めた場合は、30デシベル未満も対象とする。
- （3） 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会補聴器相談医（以下「補聴器相談医」という。）により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
- （4） 公益財団法人テクノエイド協会が認定した補聴器専門店（以下「認定補聴器専門店」という。）から補聴器を購入すること。
- （5） 対象者が属する住民基本台帳での世帯の中に、市町村民税の所得割の額が46万円以上の者がなく、かつ、公租公課、使用料その他市の歳入を滞納している者がいないこと。

### （助成額等）

第3条 補聴器購入費の助成額の上限は3万円とする。

- 2 購入費とは、補聴器本体、電池、イヤーマールドの合算額をいい、修理や部品の交換等は含まない。
- 3 対象者1人につき、1年度あたり1回まで申請できるものとする。

### （交付申請）

第4条 補聴器購入費の助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、平川市軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- （1） 補聴器相談医が作成した補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）（様式第2号）の写し
- （2） 診療情報提供書の処方に基づき、認定補聴器専門店が作成した見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、交付の可否を決定する。

2 市長は、審査した結果、助成することを決定した場合は平川市軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、助成しないことを決定した場合は平川市軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

(交付決定の取消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に助成した購入費の全部を返還させることができるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により購入費等の助成を受けたとき。

(2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し又は担保に供したとき。

(3) その他購入費に対する助成が不相当と市長が認めるとき。

(助成金の請求)

第7条 第5条に規定する決定通知書を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、平川市軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成金請求書（様式第5号）に領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(再申請等)

第8条 再交付のため助成金を再申請できるのは、交付申請をした日から5年を経過した場合に限る。ただし、災害や盗難等本人の責めによらない事情による場合は、この限りではない。

(関係帳簿の整備)

第9条 市は、購入費の助成に当たって、平川市軽度・中等度難聴者（成人）補聴器購入費助成金交付決定整理簿（様式第6号）を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。